

債権差押命令申立事件に添付する予納郵便切手及び執行費用一覧表

神戸地方裁判所第3民事部債権執行係

債権者・債務者が1名ずつの場合

令和5年9月25日

第三債務者の人数	●陳述催告の申立てをする場合					執行費用の上限
	1,250円	1,204円	94円	84円	合計	
1名	1組	1組	1枚	2枚	2,716円	2,632円
2名	2組	1組	1枚	4枚	4,134円	3,966円
3名	3組	1組	1枚	6枚	5,552円	5,300円
4名	4組	1組	1枚	8枚	6,970円	6,634円
5名	5組	1組	1枚	10枚	8,388円	7,968円
6名	6組	1組	1枚	12枚	9,806円	9,302円
7名	7組	1組	1枚	14枚	11,224円	10,636円
8名	8組	1組	1枚	16枚	12,642円	11,970円
9名	9組	1組	1枚	18枚	14,060円	13,304円
10名	10組	1組	1枚	20枚	15,478円	14,638円

第三債務者の人数	●陳述催告の申立てをしない場合			執行費用の上限
	1,204円	94円	合計	
1名	2組	1枚	2,502円	2,502円
2名	3組	1枚	3,706円	3,706円
3名	4組	1枚	4,910円	4,910円
4名	5組	1枚	6,114円	6,114円
5名	6組	1枚	7,318円	7,318円
6名	7組	1枚	8,522円	8,522円
7名	8組	1枚	9,726円	9,726円
8名	9組	1枚	10,930円	10,930円
9名	10組	1枚	12,134円	12,134円
10名	11組	1枚	13,338円	13,338円

※ 債務者が1名増すごとに郵便切手「1204円」ずつを追加する。執行費用は、「1204円」ずつ加算できる。

(留意事項とお願い)

- 1 第三債務者は、送達場所ごとに1名として計算してください。
- 2 事案によっては、さらに郵便切手が必要になることがありますので、執行裁判所から連絡があったときは追納してください。
- 3 「執行費用の上限」とは、申立書の請求債権目録において、執行費用(差押命令正本送達費用等)として計上することができる額の上限のことです。
- 4 申立ての際、債権者宛の返信用封筒または宛名ラベルを、第三債務者の数+1枚を提出してください。
- 5 当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の各目録について、申立書に添付するものとは別に、コピーを1枚ずつ提出してください。コピーは、押印(訂正印を含む)及びホッチキス留めは不要です。